

「町立西和賀さわうち病院経営強化プラン」の概要

基本的な考え

【公立病院経営強化プラン策定の趣旨】

・持続可能な地域医療提供体制を確保するため、国の要請する公立病院経営強化プランとして策定。

【計画の対象期間等】

・令和6年度～9年度（4年間）。次期岩手県保健医療計画との調整は随時検討。

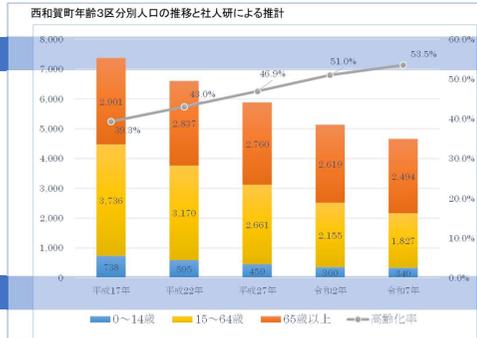
町立西和賀さわうち病院を取り巻く状況

【西和賀町の概況】

・人口の推移と推計、医療機関等の状況、医療・介護の需要予測

【病院の状況】

・沿革、施設・職員・経営の状況



町立西和賀さわうち病院経営強化プラン

1) 役割・機能の最適化と連携の強化

【地域医療構想を踏まえた病院の果たすべき役割・機能】

「回復期」とし将来の医療ニーズを見据えて検討。

【地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能】

地域唯一の病院として中心的役割を果たしていく。



2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

【医師・看護師等の確保】

環境整備、採用方法の柔軟化など関係機関とも協力し、必要な職員の確保に努める。

【臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保】

関係病院と良好な関係を構築し、受入れ態勢の充実を図る。

【医師の働き方改革への対応】

時間外労働規制に対応し、すべての職員の働き方改革を進め、いきいきと従事できる職場環境を構築する。

■岩手県内市町村立病院の経営形態(R5.4.1現在)

病院名	病床	地方公営企業法	備考
盛岡市立病院	268	全部適用	H19.4.1～
奥州市総合水沢病院	149	全部適用	H17.4.1～
奥州市国保まごころ病院	48	全部適用	H27.4.1～
一関市国保藤沢病院	54	全部適用	H17.4.1～
八幡平市立病院	60	全部適用	R2.4～
葛巻町国保葛巻病院	78	一部適用	
洋野町国保種市病院	45	一部適用	
町立西和賀さわうち病院	40	一部適用	

3) 経営形態の見直し

【現状】

地方公営企業法の一部適用

【見直しの検討】

県内の過半数の市町村立病院が全部適用に移行。今後も必要な検討を行う。

4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

必要な医療機器等を整備し、既存病棟の運用を臨機応変に変えられる体制を整えた。さらに関係機関等との連携、院内感染対策を徹底し、必要な資材等の整備や訓練など、平時から備えを進める。

5) 施設・設備の最適化

【施設・設備の適正管理と整備費の抑制】

新築移転から10年となり、医療機器の更新時期を迎える。

施設の長寿命化に向けて整備を進め、改修費用の標準化を図る。

【デジタル化への対応】

令和5年度に電子カルテシステムを更新し、通信設備のセキュリティ対策も強化した。

業務のデジタル化の検討を進め、オンライン資格確認の利用等を促進する。



6) 経営の効率化等

【経営指標に係る数値目標】

【経常収支比率及び修正医業収支比率に係る目標】

【目標達成に向けた具体的な取組】

○収益の確保

・地域包括ケア病床の運用に

よる病床利用率の向上

・シニアドックの推進

・糖尿病自己管理支援の推進

(足の清潔・傷予防(フット

ケア)、食事管理体験入院(仮称)の実施)

・町内外の医療・介護施設との連携と役割分担の一層の推進

○経費の適正化

・常勤医師の確保による応援診療費の抑制

・後発薬品(ジェネリック)使用割合の拡大

・SPD(診療材料の一括発注・管理による物流システム)運用の一層の効率化

・森林バイオマスエネルギー(温水チップボイラー)の有効利用

■各種経営指標の目標数値

項目	R4年度(実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
入院・1日平均患者数(再掲)	23.7人	26.0人	26.5人	27.0人	27.5人	28.0人
うち地域包括ケア病床	20.9人	23.2人	23.7人	24.2人	24.7人	25.2人
病床利用率(再掲)	59.4%	65.0%	66.3%	67.5%	68.8%	70.0%
経常収支比率	97.3%	97.9%	98.5%	99.0%	99.5%	100.0%
医業収支比率	68.3%	69.8%	69.5%	70.0%	70.6%	71.2%
修正医業収支比率 ※1	61.6%	65.7%	65.5%	66.0%	66.6%	67.1%
職員給与費医業収支比率	86.3%	86.4%	85.5%	85.1%	84.6%	84.1%
材料費医業収支比率	13.5%	16.6%	16.2%	15.9%	15.8%	15.9%
減価償却費医業収支比率	14.0%	27.1%	29.8%	25.0%	21.3%	18.6%
後発薬品使用割合 ※2	91.1%	91.5%	91.5%	92.0%	92.0%	92.0%
SPD割合 ※3	38.4%	40.0%	42.0%	44.0%	46.0%	50.0%

※1 医業収益から一般会計繰入金を控除し、医業費用で除した比率

※2 規格単位数量ベース

※3 SPDとは診療材料の一括発注・管理による物流システムのこと。金額ベース。

7) 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画等

令和9年度(計画最終年度)に経常収支比率100%、及び修正医業収支比率(医業収益から一般会計繰入金を控除し、医業費用で除した比率)67.1%の達成を目指す。

8) 経営強化プランの点検・評価・公表

毎年、事業の決算数値が確定した段階で点検と評価を行い、結果をHP等で公表する。